

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類（平成22年3月末現在）

平成22年5月14日  
愛知県中央信用組合

**1. 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施  
に関する方針の概要**

「金融円滑化に関する基本方針」を平成22年1月26日に定め、実施に関する方針を明確にし、ポスター掲示するとともに、ホームページにも掲載しました。

**1. 当組合の取組方針**

当組合は、経営理念「HEARTS AND COMMUNITY」『“けんしん”は、人々との心のふれあいを大切に、豊かな地域社会づくりに奉仕します』のもと、地域の経済・産業や社会・文化の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に積極的に取り組んでまいります。

当組合は、お客さまからの資金需要や貸出条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合、今までと同様に、お客さまのご相談・お申込みを十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

**2. 金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備**

当組合は、上記取組方針を適切に実施するため、必要な態勢を整備しています。

○「金融円滑化法対策委員会」の設置

金融の円滑化を図るための管理態勢の実効性を確保するため、「金融円滑化法対策委員会」を設置し、当組合全体の取組態勢を統括するとともに、適切かつ柔軟な対応策を検討・策定します。

○「金融円滑化管理責任者」の配置

金融円滑化管理責任者は、適切な金融の円滑化を図りその実効性を確保するための具体的な施策の企画立案・推進を行い、金融円滑化管理の状況について、定期的または必要に応じて、「金融円滑化法対策委員会」に報告を行います。

○「ご返済等に関するご相談受付窓口」の設置

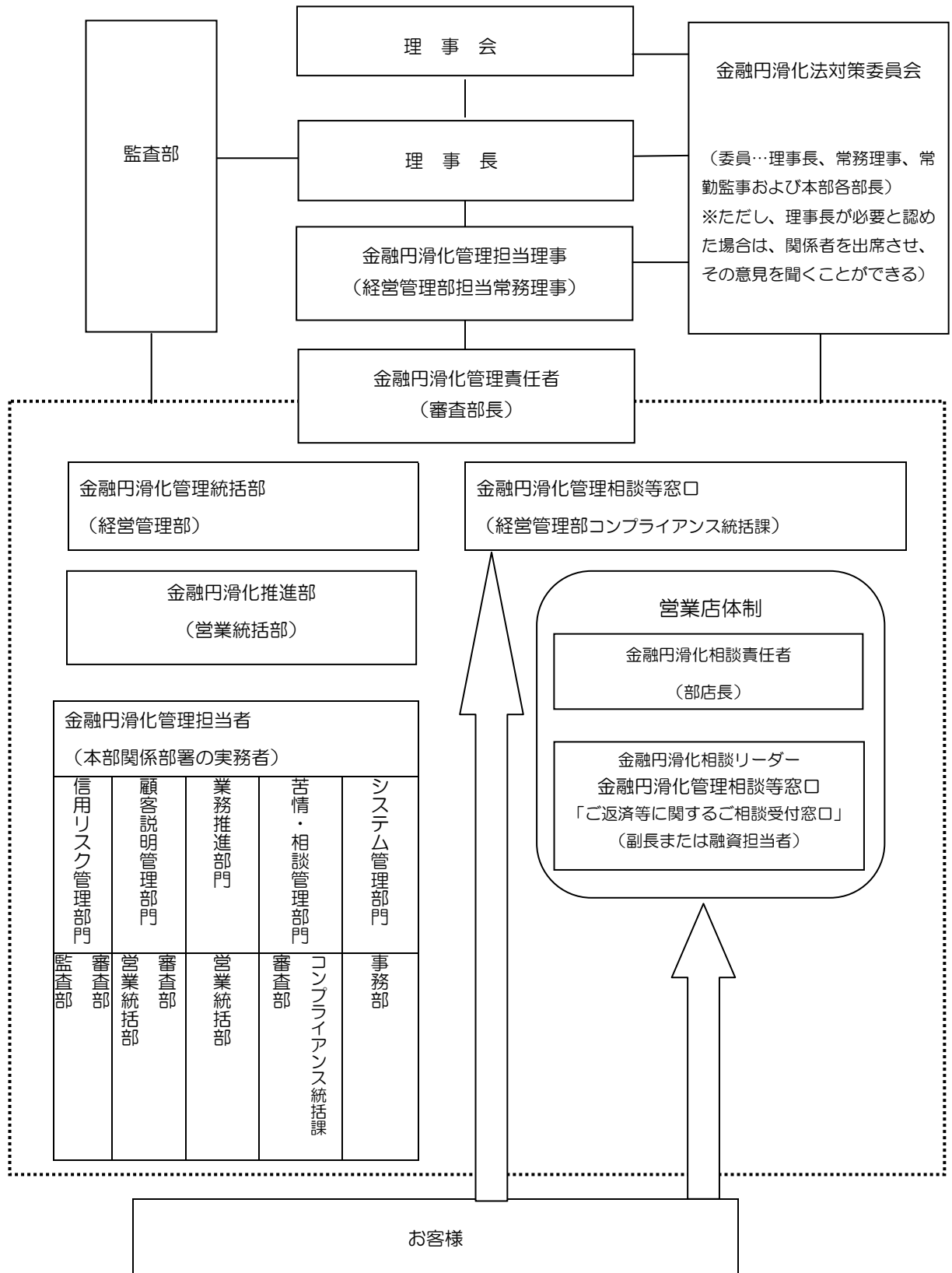
中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、ご要望および苦情に対して柔軟・迅速かつ適切にお応えできるように、「ご返済等に関するご相談受付窓口」を下記のように開設しています。

**3. 他の金融機関等との緊密な連携**

当組合は、複数の金融機関からご融資を受けてみえるお客さまから、貸付の条件の変更等の申し出があった場合、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じた時は、守秘義務に留意しお客さまの同意を得た上で、これらの関係機関と情報の確認・照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## 2. 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

「金融円滑化管理対応マニュアル」を平成22年1月26日に制定し、当組合の組織体制を明記しました。



### 3. 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る 苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者の事業資金及び住宅資金借入者からの住宅資金の貸付条件の変更等に関する相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう次のとおり本部に専用窓口を設置し、営業店において相談・苦情担当者を任命し、相談・苦情があった場合には、審査部を通じ、金融円滑化管理責任者に報告することになっています。

(本部 相談・苦情窓口)

愛知県中央信用組合  
経営管理部コンプライアンス統括課  
お客様相談室

電話 0120-77-2451

(営業店 相談・苦情窓口)

金融円滑化相談リーダー

### 4. 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

お客様の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援に関する手続は「営業店サポートプロジェクトチーム行動基準」を制定し、きめ細かな対応ができるように積極的に取組みしております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名	愛知県中央
金融機関コード	2451
業態	信用組合

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,084	4,335	7,587	10,823	13,187	16,353	19,116	22,352	24,879	27,620	31,691	34,923	36,661	39,955	39,955	39,955
うち、実行に係る貸付債権の額	454	3,135	6,637	9,868	12,052	15,345	18,151	21,429	23,549	26,448	29,946	33,961	35,374	38,186	38,824	38,824
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	107	195	493	533	535	568	568	568	593	593	603	603	611	611
うち、審査中の貸付債権の額	630	1,011	633	541	388	207	153	78	482	325	872	89	405	701	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	187	209	218	253	267	276	276	278	278	278	278	278	463	519	519

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名	愛知県中央
金融機関コード	2451
業態	信用組合

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	67	318	552	780	971	1,209	1,424	1,652	1,816	2,034	2,248	2,438	2,612	2,809	2,809	2,809
うち、実行に係る貸付債権の数	46	250	517	725	932	1,162	1,376	1,611	1,764	1,972	2,180	2,388	2,551	2,727	2,751	2,751
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	7	10	12	14	15	20	20	20	24	24	25	25	27	27
うち、審査中の貸付債権の数	21	66	20	35	14	19	18	6	16	26	28	10	20	28	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	8	10	13	14	15	15	16	16	16	16	16	29	31	31

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	愛知県中央
金融機関コード	2451
業態	信用組合

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	92	332	643	769	892	949	1,094	1,121	1,260	1,312	1,389	1,401	1,561	1,596	1,596	1,596
うち、実行に係る貸付債権の額	62	165	334	574	708	771	895	927	1,056	1,082	1,173	1,189	1,325	1,347	1,360	1,360
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	14	68	131	131	131	131	139	147	157	157	157	157	181	181	181
うち、審査中の貸付債権の額	29	148	211	35	24	18	40	7	10	25	4	0	24	12	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	2	27	27	27	27	27	47	47	47	54	54	54	54	54	54

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	愛知県中央
金融機関コード	2451
業態	信用組合

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	32	50	58	67	74	87	90	99	107	115	116	127	132	132	132
うち、実行に係る貸付債権の数	4	17	31	47	56	64	75	78	86	91	100	102	112	115	117	117
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	4	5	5	5	5	6	7	8	8	8	8	9	9	9
うち、審査中の貸付債権の数	3	12	11	2	2	1	3	1	1	3	1	0	1	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	6	6	6